

生駒市規則第10号

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則

(生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規則(昭和59年4月生駒市規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「指定金融機関」を「出納取扱金融機関」に改める。

(生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部改正)

第2条 生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則(平成24年3月生駒市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 決算の調製に関すること。

(生駒市会計規則の一部改正)

第3条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、竜田川浄化センター所長」を削る。

別表第1下水道課長の部中「負担金、使用料その他」及び「(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則(平成18年9月生駒市規則第32号)第1項の規定により委任したものを除く。)」を削り、同表竜田川浄化センター

所長の部を削る。

(生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則の廃止)

第4条 生駒市下水道使用料に係る事務の委任に関する規則（平成18年9月生駒市規則第32号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。